

令和5年3月6日(月)

開会 (9:54)

○坂上清一委員長

開会宣言。本日、天木委員から欠席届が出されているお知らせ。出席委員が8名であり定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「補正予算」3件、「財産の無償貸付」1件、「指定管理者の指定」1件の計5件である。議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。報道でもご存じのとおり、胎内市内で鳥インフルエンザが疑われる事案が発生し、ご心配おかけしている。市には昨日昼前に連絡が入り午後1時から課長を全員招集し連絡会議を開いた。簡易検査で陽性。予定では本日10時に正式な遺伝子検査の結果がでる。遺伝子検査で陽性が確認されると防疫作業、いわゆる殺処分になる。68万羽、多くの採卵鶏を飼っているところである。殺処分自体の事業主体は県が行うことになる。市の役割としては、会場整備や全体的な管理の手伝いなどになる。すでに昨日午後3時から集合場所等の準備に職員が当たっており、日付けが変わる少し前までかかった状況である。また、19時から発生した周辺集落の方々に集まってもらい住民説明会を開催した。住民からは、いろいろな不安などの質問をいただいたが、その場所では決定に至れない課題もいくつか出てきて、本日もこの先に県と打ち合わせをしつつ進めていきたいと考えている。なかなか厄介な事案であるが、災害的なことであるので致し方ない部分はある。なんとか皆さんに不安を与えないように対応していきたいと考えているのでご理解願う。本日は案件が5件だがよろしく審議願いたい。

○坂上清一委員長

審査にあたり、鳥インフルエンザの対応のため、農林水産課所管の議案を先に審査し、審査が終了次第、農林水産課職員には退席してもらう。

議第16号 令和4年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第3号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額からそれぞれ316万7千円を減額し、その総額を1億7,224万円とするものである。

歳出としては、第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費24節の積立金で今後の施設改修に備えるため633万4千円を増額した。26節の公課費では、前年度の消費税及び地方消費税の額が確定したことから705万円を減額した。第4款予備費については、使用の予定がないことから減額した。

一方、歳入では、4款県支出金1項1目災害復旧費県補助金で補助対象経費が確定したことから366万7千円を減額した。5款1項1目市債において災害復旧債を増額した。

第2表繰越明許費です。車両購入費において、昨年5月に契約を行った車両の部品調達に時間を要することから、繰越明許費を追加するものである。

第3表の地方債は、災害復旧事業を実施するための地方債を起こすものである。

## 質疑

### ○羽田野孝子委員

直接の金額どうこうではないが、県のホームページに小水力発電の優良事例として鹿ノ俣発電所が載っている。並槻の浄水場でも小水力発電をしている。それを進めてほしい。土地改良区と協力してやってもらいたいというお願いであるがいかがか。

### ○高橋副市長

再生可能エネルギーに注力してほしいとの趣旨だと思うが、ご存じのとおり胎内市において水力発電がいくつかある。県と一緒にやっているものもある。また、浄水場でも小規模のものをしている。大きな観点から行くと昨日講演会を開催した洋上風力発電も市として最重要課題として推進している。小規模のものとして土地改良区ともそのような話をしたことがある。可能性については、いい制度があれば買っていきたいと考えているので理解願う。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第31号 財産の無償貸付について

### 榎本農林水産課長説明

胎内高原ビール園の施設について、貸付期限が令和5年3月31日をもって満了となるが、引き続き5年間、無償貸付けを行いたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきお諮りするものである。当該施設については、平成25年から新潟ビール醸造株式会社に無償貸付を行ってきた。補助金の処分制限や民間活力の導入した施設運営が可能として、現在の運営状況が良好であることから、期間の延長申請が提出されている。貸付を行う財産については熱田坂670番地1の土地4,570.9平方メートル。建物については、鉄骨一部木造2階建ての1棟及び醸造用プラント一式である。相手方は、新潟ビール醸造株式会社代表取締役古侯周策。貸付期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっている。

### 質疑

#### ○渡辺栄六委員

無償貸付額が、1,480万円くらい。経営状況が良好だとのことだが、市に入ってくる税収見込みはどれくらいか。

#### ○榎本農林水産課長

建物については無償貸付なので市の所有で固定資産税等はない。土地も貸付けているのでそこについてはない。事業収入については、いくらかあると思うが把握していない。

#### ○羽田野孝子委員

3 貸付の目的だが、「地元農産物の消費拡大と地域間交流の促進を図るため」と記載されているが、地元農産物は何を使っているのか。今ビールを作るところだけは使っていて売店や食堂はやっていないが、地域間交流の促進を図るとあるが説明願う。

#### ○榎本農林水産課長

農産物は、以前飲食をしていた時は、それなりのものを使っていたと思うが、今現在は飲食していないので、その部分での農産物の使用はないが、ビールの一部においてこしひかりを使ったビールを醸造している。それについては、市内産のコメを使っている。交流の方については、今売店をしていないが、ビールの会員制度があり、会員は行けば買えると聞いている。駅の西口のenという店で飲める。

○羽田野孝子委員

今使っていないところを、例えば食堂をやりたい人や地域おこし協力隊員がイベントで使うなどの場合、借りられるのか。

○榎本農林水産課長

その部分は会社と話をして、そのようなスペースがあるのであれば使う方法もあるかと思う。

○増子達也委員

事業が良好とのことだが会社の決算状況や事業部の利益など細かいところがわかれば教えてほしい。今後このまま順調だった場合には有償貸与になるのか。施設の老朽化などで今後大規模な改修の予定があるのか伺う。

○榎本農林水産課長

事業の収益等については、ない。ただし、醸造量は、本年1月までの醸造量が32,000リットル。これは、今コロナの関係で19年からすると約半分になっているが、今後コロナから回復があれば、そこまで戻るかわからないが増えていくと話していた。続ければ有償になるかについては、今のところそのような話はない。市も処分制限期間があり、有償で売ると補助金も返還しなければいけないので、その処分制限期間を過ぎると施設もかなり古くなることもあり、今後の協議になる。大規模改修については、無償貸付の条件にすべて会社で修繕することになっている。

○増子達也委員

事業が良好かどうかは関係なく無償で貸与するのか。良好の判断はどこでしたのか。決算状況もわからず、市の税収もわからず良好という判断はどこでしたのか。

○榎本農林水産課長

当初、無償貸付で決めたところは、先ほど言ったように補助金の返還がないこと、同じような事業が継続できることで、市内の農産物や地域間交流が引き続き可能になる部分での判断をしている。良好だということは、大変申し訳ありませんが会社の状況も把握してない中で良好だと言っていたが、社長と話をする中でビール自体も今減っているが、順調に醸造

はしている。会社の経営状況までは把握していないが、そのようなところから引続きで提出している。

#### ○増子達也委員

ここの議題に外れるかもしれないが、イチゴカンパニーの施設は無償貸与なのか、有償貸与なのか。ホームページ見たがオンラインショップで販売休止になっていたが、何か問題があるのか。それとも更新ミスなのか、冬期間販売していないのか、伺う。

#### ○榎本農林水産課長

イチゴカンパニーの施設は有償で貸している。販売停止は、ホームページを見ていないので把握していないので会社に確認したい。

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### 議第17号 令和4年度胎内市水道事業会計補正予算（第4号）

#### 榎本上下水道課長説明

収益的支出に336万4千円を追加し、その総額を6億6,974万2千円といたしたくお諮りするものである。内容については、収益的支出の第1款1項1目原水および浄水費において、電気料金の高騰に伴い、浄水場の動力費を増額している。

#### 質疑

無し

#### 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第18号 令和4年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第4号）

### 榎本上下水道課長説明

収益的収入に268万8千円を追加し、その総額を1億9,423万3千円とするとともに、資本的収入に1,617万7千円を追加し、その総額を8,238万2千円といたしたくお諮りするものである。収益的収入の補正内容としては、収益的収入の第1款2項2目他会計補助金において、電気料金の高騰や今後の料金収入の減少見込みを踏まえ、地方公営企業繰出基準等に基づく一般会計補助金を増額している。資本的収入の補正内容としては、資本的収入の第1款2項1目他会計補助金において、起債償還元金に充てるため、地方公営企業繰出基準等に基づく一般会計補助金を増額している。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について

### 榎本上下水道課長説明

荒井浜地区簡易水道施設については、本年3月31日をもって指定の期間が満了することから、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、引き続き地元の自治会であります荒井浜区に管理運営を行わせたくお諮りするものである。

## 質疑

○箕 智也委員

管理運営はどのようなことをするのか。

○榎本上下水道課長

メーターの検針から料金の徴収、水質検査、そして施設のメンテナンス維持管理すべて荒井浜区に管理運営を任せている状況である。

○箕 智也委員

検針、お金の徴収、管理というと水質検査から悪くなったなど全部荒井浜区でやるのか。

○榎本上下水道課長

委員の言うとおりに、水質が悪くなったことは今までなかったが、水質における問題が発生した場合も荒井浜区で対応してもらうことになるが、原因が根本的に地下水でどうしても避けられないような事態になれば、上水道を引くことも想定されるが、その場合については市もある程度対応したいと考えている。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（10：22）